

## 旭川市契約審査委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市契約審査委員会条例（平成29年旭川市条例第55号）第7条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に基づき、旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 建設工事等の契約の中から委員会が抽出したものに關し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び随意契約とした理由並びに入札・契約手続等についての審議を行うこと。
- (3) 建設工事等に係る入札・契約手続及び指名停止等の措置に係る再苦情について審議を行うこと。
- (4) 談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合は審議を行うこと。
- (5) 公契約に係る施策に関する重要事項その他入札及び契約手続等の適正化を図るため市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が必要と認める事項について審議を行うこと。

### (委員の公表)

第3条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

### (会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、上半期（4月1日～9月30日）及び下半期（10月1日～3月31日）に各1回開催し、開催日の前の半期の事項について審議する。

- 2 第2条第3号から第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

### (定例会議)

第5条 第2条第1号に規定する委員会へ報告する資料は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（様式1）並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（様式2）に係る入札方式別発注一覧表（以下「発注一覧表」という。）（予定価格が建設工事については130万円、委託業務については50万円を超えないものを除く。）
- (2) 指名停止情報一覧表（様式3）
- (3) 旭川市、旭川市水道局及び市立旭川病院の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づき書面により行った苦情処理一覧表（様式4）

(4) 低入札価格調査要領に基づく調査対象一覧表（様式5）

(5) その他必要と認める入札及び契約手続に関する資料

2 前項に規定する資料は、市、水道局及び市立病院別に整理し、前項第1号の発注一覧表は、入札及び契約の方式別に整理し、工事（業務）名、履行場所、業種、工事担当課、予定価格、契約金額、工期及び契約の相手方等を記載する。

#### （事業の抽出）

第6条 第2条第2号に規定する委員会において審議する事業の抽出は、前条第1項第1号の中から、市、水道局及び市立病院ごとに入札及び契約の方式別に1件以上、それぞれ合計で10件以内とし委員会が定例会議の2週間前までに行う。

2 委員会は、前項の抽出に関する事務を、あらかじめ委員に委任することができるものとし、委員に委任するときは、定例会議において指名するものとする。

3 抽出事業の説明は、抽出事業説明書（様式6（その1～3））により行う。

#### （意見の具申又は勧告）

第7条 委員会は、第2条各号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び入札・契約手続等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、公表する。

#### （再苦情の審議）

第8条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、市長、水道事業管理者又は病院事業管理者から審議の依頼があったときは、会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し報告するとともに、これを公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。

#### （会議の特例）

第9条 緊急やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は廃止する。

(1) 旭川市契約審査委員会設置要綱

(2) 旭川市契約審査委員会運営要領

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。